

青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業実施要領

(趣旨)

第1 県と県内市町村が連携して実施する医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(定義)

第2 この要領において「医療・福祉職」とは、県内の医療機関や福祉施設等で業務を行う際に必要な医療・福祉分野の資格として知事が認める資格（以下「事業対象資格」という。）に基づく業務をいう。

＜事業対象資格の例＞

医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、管理栄養士、栄養士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、訪問介護員（介護福祉士実務者研修修了者）

2 この要領において「子育て世帯」とは、18歳未満の世帯員とその養育者等からなる世帯をいう。

3 この要領において「ひとり親世帯」とは、子育て世帯のうち18歳未満の世帯員とその母、父又は養育者のいずれかからなる世帯をいう。

(事業の実施)

第3 超高齢社会における医療・福祉分野の人材確保を図るとともに、加速する少子化の進行を少しでも緩やかにするため、県と県内市町村が連携してあおもり医療・福祉職子育て世帯移住支援事業を実施する。

(事業の概要)

第4 医療・福祉職子育て世帯移住支援事業は、県外から18歳未満の養育する世帯員を帯同して県内に移住し、県内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職に就業した者、又は県外から18歳未満の養育する世帯員を帯同して県内に移住し、県内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職に就業するのに必要な事業対象資格を取得するために県内の養成機関に就学した者が、この要領の定める要件を満たす場合に、県と居住地の市町村が連携して医療・福祉職子育て世帯移住支援金（以下「支援金」という。）を支給するものである。

(事業の実施方法)

第5 県が担う業務は以下のとおりである。

(1) 事業の制度設計及び全体管理

- (2) 「青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業費補助金」の市町村への交付
- 2 市町村が担う業務は以下のとおりである。
- (1) 管内に移住した子育て世帯からの支援金の申請受付・要件確認
 - (2) 支援金の支給
 - (3) 居住の確認
 - (4) 就業・就学状況の確認
 - (5) 返還金の管理
- 3 支援金の支給・返還については以下のとおりとする。

(1) 支援金の支給

市町村は、①及び②に定める要件を満たす者のうち、③又は④の要件を満たす者の申請に基づき、⑤に定める方法により以下の金額を支給する。

- ・基本分 1世帯当たり100万円
- ・子育て加算 18歳未満の養育する世帯員1人につき最大100万円
- ・ひとり親世帯加算 1世帯当たり100万円

①世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 申請者が転入前から18歳未満の世帯員を養育しており、かつ、申請時においても現にその世帯員を養育していること。
- イ 移住元において、申請者と申請者の養育する世帯員が、原則、住民票において同一世帯に属していたこと。
- ウ 申請時において、申請者と申請者の養育する世帯員が住民票において同一世帯に属していること。
- エ 申請者と申請者の養育する世帯員のいずれもが、令和5年4月1日以降に青森県内の市町村に転入したこと。
- オ 申請時において、申請者と申請者の養育する世帯員のいずれもが、転入した市町村に居住していること。
- カ 申請者の属する世帯の世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

②移住等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 県内の市町村に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、県外に居住していたこと。
- (イ) 県内の市町村に転入する直前に、連続して1年以上、県外に居住していたこと。

- イ 移住先に関する要件

転入先の市町村に、申請日から5年以上、継続して居住する意思を有

していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(イ) 県及び申請者が移住した市町村が支援対象として不適当と認めた者でないこと。

③就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者が事業対象資格を有していること。

イ 申請者が県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業し、その勤務地が県内に所在すること。

ウ 申請者が以下のいずれかの機関等で紹介されている求人に対して応募したこと。

ただし、官公庁が試験を実施する採用試験等の場合で、申請者が合格したことが通知等で確認できる場合はこの限りでない。

(ア) 青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」

(イ) 公共職業安定所

(ウ) 県内市町村が開設・運営する無料職業紹介所

(エ) 公益社団法人青森県看護協会看護師等無料職業紹介所

(オ) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会福祉人材無料職業紹介所

(カ) 公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会無料職業紹介所

(キ) 公益社団法人青森県栄養士会無料職業紹介所

(ク) 県内市町村社会福祉協議会が開設・運営する無料職業紹介所

(ケ) (ア) から (ク) 以外で知事が認めるもの

エ 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている医療機関及び福祉施設等への就業でないこと。

オ 週の所定労働時間が20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該就業先に在職していること。

カ 当該就業先に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

④就学に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者が事業対象資格を有していないこと（別途新たに事業対象資格を取得しようとする場合は除く）。

イ 申請者が県内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職に就業するのに必要な事業対象資格を取得するために以下のいずれかの県内の養成機関に就学すること。ただし、(タ)を除いて通学制のみとする。

- (ア) 医師養成校
- (イ) 薬剤師養成校
- (ウ) 看護師等養成所
- (エ) 診療放射線技師養成校
- (オ) 臨床検査技師養成校
- (カ) 理学療法士養成校
- (キ) 作業療法士養成校
- (ク) 言語聴覚士養成校
- (ケ) 歯科衛生士・歯科技工士養成校
- (コ) 救急救命士養成校
- (サ) 管理栄養士養成校
- (シ) 栄養士養成校
- (ス) 保育士養成校
- (セ) 社会福祉士養成施設
- (ソ) 介護福祉士養成施設
- (タ) 介護福祉士実務者養成施設
- (チ) (ア) から (タ) 以外で知事が認めるもの

ウ 申請者が、イの養成機関の卒業及び事業対象資格の取得後、県内の医療機関又は福祉施設等において3年以上医療・福祉職に就業する意思があること。

エ 申請時において県内の養成機関に在籍していること。

⑤申請・支給方法

ア 市町村は、支援金の対象となる者からの相談があった場合は、県に速やかに報告するものとする。県は、この報告をもって、支援金の支給に係る経費を県の予算の範囲内で留保する。

イ 申請者は、(ア)又は(イ)に定める書類を、転入後1年以内に移住先の市町村に提出するものとする。

(ア) 事業対象資格を有し、県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業した場合

- a 申請書(様式1に準じて市町村が別に定めるもの)
- b 就業先の就業証明書(様式2に準じて市町村が別に定めるもの)
- c 本人確認書類
- d 上記①、②、③の要件を満たすことを証する書類

(イ) 申請者が県内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職に就業するのに必要な事業対象資格を取得するために、県内の養成機関に就学した場合

- a 申請書（様式 1 に準じて市町村が別に定めるもの）
 - b 就学先の在学証明書
 - c 本人確認書類
 - d 上記①、②、④の要件を満たすことを証する書類
- ウ 申請を受けた市町村は令和 6 年度青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業費補助金交付要綱第 3 条第 1 項及び第 2 項で定める申請書等を県に提出するものとする。

なお、申請の最終期日は令和 7 年 1 月 29 日とする。

- エ 市町村は、県から令和 6 年度青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業費補助金の交付決定を受けた場合において、イによる申請が上記①及び②の要件を満たし、かつ③又は④の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式 3 に準じて市町村が別に定めるもの）を交付し、申請者に支援金を支給するものとする。

(2) 支援金の返還

市町村は、支援金の支給を受けた者が次の①又は②の区分に応じてそれぞれの掲げる要件のいずれかに該当する場合には、当該者に対し、該当区分に応じ支援金の全額、半額又は 4 分の 1 相当額の返還を請求するものとする。

また、市町村は、当該者に返還を請求する場合は、県に対して報告書（様式 4）を提出するものとする。

ただし、次の①ア（エ）、①イ（ウ）、②イ（エ）、②ウ（イ）の要件に該当する場合、市町村は医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還協議書（様式 5）により県へ協議するものとする。県は、当該市町村から協議があったときは、同意の可否を当該市町村へ通知するものとする。当該協議を行った市町村は、県による同意通知を受理した後、返還に係る決定内容を医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還通知書（様式 6 に準じて市町村が別に定めるもの）により当該申請者に通知するものとする。

なお、県内での転居については返還を求めないものとするが、支援金を支給した市町村から県内の他市町村へ転居し、その後他の都道府県に転出した場合は、この限りではない。

①事業対象資格を有し、県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業した場合

ア 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 支援金の申請日から 3 年未満に県外に転出した場合

(ウ) 支援金の申請日から 1 年未満に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合

(エ) その他県及び申請者が移住した市町村が全額の返還が適当であると認めた場合

イ 半額の返還

- (ア) 支援金の申請日から3年以上5年以内に県外に転出した場合
- (イ) 支援金の申請日から1年以上3年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
- (ウ) その他県及び申請者が移住した市町村が半額の返還が適当であると認めた場合

②県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業するため、事業対象資格を取得することを目的に、県内の養成機関に就学した場合

ア 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をした場合
- (イ) 支援金の申請日から3年未満に県外に転出した場合
- (ウ) 支援金の要件を満たす養成機関を卒業できなかった場合
- (エ) 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格の取得に至らなかった場合
- (オ) その他県及び申請者が移住した市町村が全額の返還が適当であると認めた場合

イ 半額の返還

- (ア) 支援金の申請日から3年以上5年以内に県外に転出した場合
- (イ) 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業しなかった場合
- (ウ) 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から1年未満に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
- (エ) その他県及び申請者が移住した市町村が半額の返還が適当であると認めた場合

ウ 4分の1相当の額の返還

- (ア) 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から1年以上3年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
- (イ) その他県及び申請者が移住した市町村が4分の1相当の返還が適当であると認めた場合

③返還事由の確認

当該支援金受給者は、上記①及び②の要件に該当しないことを証明するため、次のア又はイに定める書類を、当該支援金を受給した次の年度から毎年度、市町村が定める期日までに申請を行った市町村へ提出するものとする。市町村は、申

請者が上記①及び②の要件に該当していないことを確認する。

なお、当該支援金受給者は、上記①及び②の要件に該当した場合は、申請を行った市町村へ速やかに報告するものとする。

ア 事業対象資格を有し、県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業した場合

(ア) 就業先の就業証明書（様式2に準じて市町村が別に定めるもの）

※就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。

(イ) 現住所が分かる書類（現住所が記載されている住民票、税金や公共料金の納入通知書の写しなど）

イ 申請者が県内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職に就業するのに必要な事業対象資格を取得するために、県内の養成機関に就学した場合

(ア) 就学先の在学証明書（就業した場合は、就業証明書（様式2に準じて市町村が別に定めるもの））

※就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。

(イ) 現住所が分かる書類（現住所が記載されている住民票、税金や公共料金の納入通知書の写しなど）

④返還金の回収方法

県は市町村に対して返還を求める。

(3) 支援金の返還免除

①申請

支援金受給者が、(2)のいずれかの要件に該当する場合で、就業先の倒産、災害、本人又は家族の病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除申請書（様式7に準じて市町村が別に定めるもの）に返還免除理由を証する書類を添えて当該支援金を支給した市町村に返還の免除を申請できるものとする。

②免除決定等

①の申請を受理した市町村は、返還免除の可否について医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除協議書（様式8）により県へ協議するものとする。県は、当該市町村から協議があったときは、同意の可否を当該市町村へ通知するものとする。

③免除決定等の通知

①の申請を受理した市町村は、②による県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除承認通知書（様式9に準じて市町村が別に定めるもの）又は医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除不承認通知書（様式10に準じて市町村が別に定めるもの）により当該申請者に通知するものとする。

(4) 支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、支援金の申請情報、当該支援金受給者の就業先情報及び当該支援金

返還対象者に関する情報について、速やかに県と共有するものとする。

（財源の負担割合）

第6 第4に定める医療・福祉職子育て世帯移住支援事業の財源の負担割合は、次のとおりとする。

（1）支援金

①基本分及び子育て加算

県が4分の3、市町村が4分の1を負担することとし、県は、当該4分の3に相当する額を市町村に交付することとする。

②ひとり親世帯加算

県が10分の10を負担することとし、県は当該10分の10に相当する額を市町村に交付することとする。

（2）支援金の支給に係る事務経費

県が4分の3、市町村が4分の1を負担することとし、県は、当該4分の3に相当する額を市町村に交付することとする。

（あおもり移住支援事業による移住支援金との併給の制限）

第7 申請者は、第5に定める支援金の支給の要件及びあおもり移住支援事業実施要領（平成31年4月23日付け青労能第84号商工労働部長通知）に定めるあおもり移住支援金の支給の要件を満たす場合には、支援金（ひとり親世帯加算を除く。）の支給を申請できないものとする。

（協力）

第8 県と市町村は、医療・福祉職子育て世帯移住支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

（雑則）

第9 この要領に定めるもののほか、医療・福祉職子育て世帯移住支援事業の実施に必要な事項は、県と市町村が協議して定める。

附則

1 この要領は、令和5年8月10日から実施する。

附則

1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。

附則

1 この要領は、令和6年10月22日から実施する。